

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三三三二）
- 平成二十二年以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（三三三三）

〔告 示〕

- 市町の廃置分合の件（総務六二五、六二七）
- 市町村の廃置分合の件（同六二五）
- 日本国に帰化を許可する件（法務五三〇）
- 保安林の指定を解除する件（農林水産一三八八）
- 保安林の指定施業要件を変更（同一三八九、一三九〇）
- 激甚災害に対処するための特別政援助等に関する法律施行令一条第二項の規定に基づき、九年新潟県中越沖地震による受けた市町村の区域を定める（国土交通一四七六）

○高速自動車国道に関する件

（同一四七七、一四八九）

○道路に関する件

（東北地方整備局一四四、一四五）

○道路に関する件

（北陸地方整備局一三六、一三七）

○高速自動車国道に関する件

（近畿地方整備局一三〇）

○道路に関する件（同一三二、一三三）

○浄化槽の型式を認定した件

（四国地方整備局八六）

○道路に関する件

（九州地方整備局一六一）

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

○旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

告 示

○総務省告示第六百二十五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十年一月十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年十一月九日

総務大臣 増田 寛也